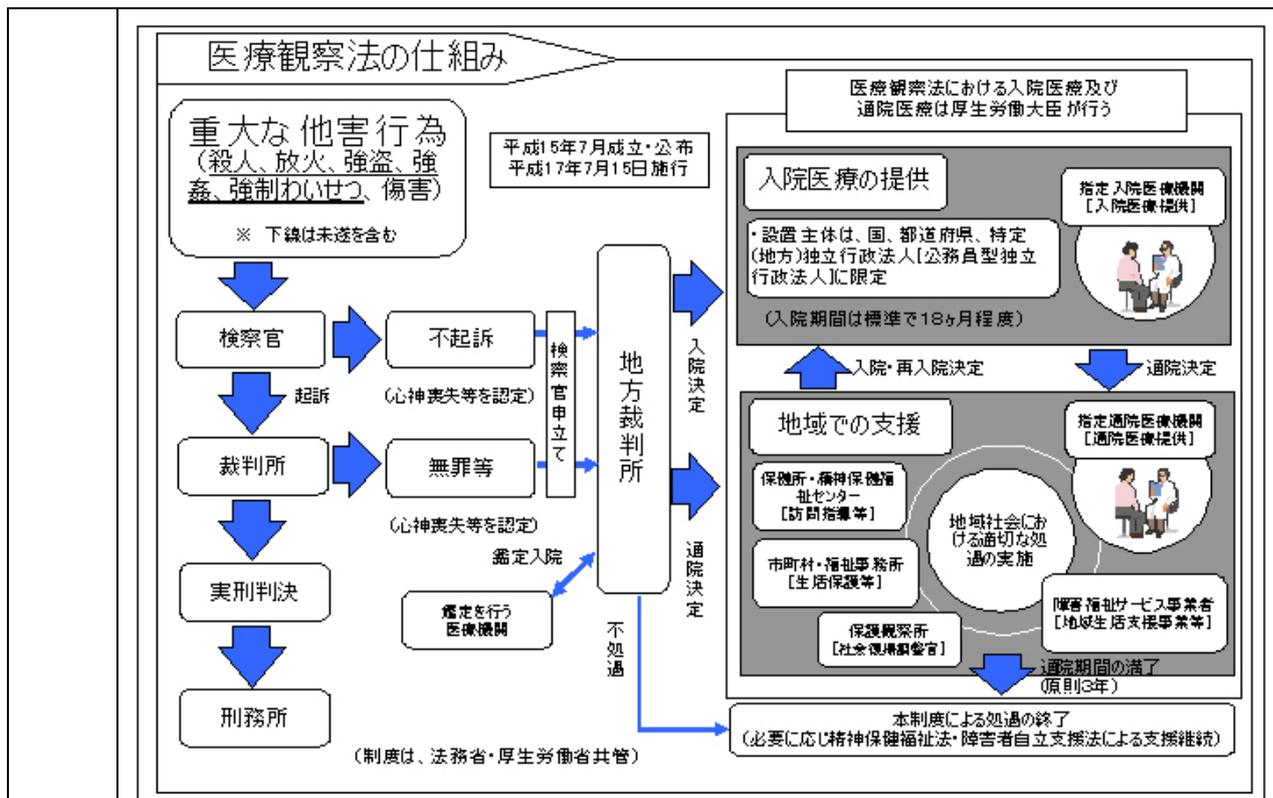


「2010年度版 今日の一問」 (やまだ塾)

(2010年6月11日掲載)

No.15	「医療観察法制度」の概要および現状について述べよ。
解答	<p>(1) 医療観察法制度の概要</p> <p>心神喪失者等医療観察法(正式名称:「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」)は、心神喪失または心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度である。</p> <p>本制度では、心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行い、不起訴処分となるか無罪等が確定した者に対して、検察官は、医療観察法による医療および観察を受けさせるべきかどうかを地方裁判所に申立てを行う。</p> <p>検察官からの申立てがなされると、鑑定を行う医療機関での入院等が行われるとともに、裁判官と精神保健審判員(必要な学識経験を有する医師)の各1名からなる合議体による審判で、本制度による処遇の要否と内容の決定が行われる。</p> <p>審判の結果、医療観察法の入院による医療の決定を受けた者に対しては、厚生労働大臣が指定した医療機関(指定入院医療機関)において、手厚い専門的な医療の提供が行われるとともに、この入院期間中から、法務省所管の保護観察所に配置されている社会復帰調整官により、退院後の生活環境の調整が実施される。</p> <p>また、医療観察法の通院による医療の決定(入院によらない医療を受けさせる旨の決定)を受けた者および退院を許可された者については、保護観察所の社会復帰調整官が中心となって作成する処遇実施計画に基づいて、原則として3年間、地域において、厚生労働大臣が指定した医療機関(指定通院医療機関)による医療を受けることとなる。</p> <p>なお、この通院期間中においては、保護観察所が中心となって、地域処遇に携わる関係機関と連携しながら、本制度による処遇の実施が進められる。</p>



(2) 医療観察法制度に関する現状

項目	内容	
(1)申立等の状況 (施行～2010年3月1日までの状況)	申立総数	1,702件 ○ 決定数 ・ 入院決定: 989件 ・ 通院決定: 297件 ・ 不処遇決定: 279件 ・ 申立却下: 54件 ○ 取り下げ: 10件 ○ 鑑定入院中: 73件
	退院許可	517件
(2)入院対象者の状況 (2010年3月1日現在)	合計	472名
	段階	男性 女性 合計
	急性期	60名 18名 78名
	回復期	187名 36名 223名
	社会復帰期	136名 35名 171名
合計	383名 89名 472名	
(3)施行状況	①指定入院医療機関	・指定済: 20か所(484床)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

	(2010年3月1日現在)	① 指定通院医療機関 の指定数	
		② 指定通院医療機関 の指定数	・指定数:382か所
		③ 鑑定入院医療機関 の推薦数	・推薦数:263か所
		④ 精神保健判定医等 の推薦数	・精神保健判定医の推薦数:905名 ・精神保健参与員の推薦数:737名

(参考:厚生労働省HP 等)